

北里大学秦藤樹博士記念学術奨励賞表彰規程

平成 18 年 9 月 15 日制定

平成 20 年 4 月 1 日改正

平成 26 年 11 月 21 日改正

平成 28 年 11 月 1 日改正

2020 年 10 月 8 日改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、北里大学におけるがんに関する研究及び医療に功績のあった研究者、医療従事者等に対する秦藤樹博士記念学術奨励賞（以下「奨励賞」という。）の表彰に必要な事項を定める。

(応募資格)

第 2 条 奨励賞に応募できる者は、本学に所属する研究者、医療従事者等とする。

(表彰対象)

第 3 条 表彰の対象は、次の各号に該当するものとする。

- (1) がんの予防、医療、看護等に関する研究業績が顕著な個人又はグループ
- (2) がん患者の治療及びケア等、医療技術の向上に貢献した個人又はグループ
- (3) 前 2 号のほか、特に表彰に値する個人又はグループ

(応募方法等)

第 4 条 奨励賞の応募は、募集要項に定めるところにより所定の推薦書及び候補者調書を学長に提出する。

(表彰)

第 5 条 受賞者には、表彰状及び奨励金を授与する。

2 奨励金額は、1 件金 25 万円とし、年 2 件以内とする。

(奨励金の資金)

第 6 条 本奨励金は、秦家からの寄附金を財源とする。

(選考委員会)

第 7 条 奨励賞受賞対象者を選考するために選考委員会を置く。

2 選考委員会は、応募者の研究領域を踏まえ、次の各号に掲げる委員 5 人から 7 人により構成する。

- (1) 学長が指名した者 1 人
- (2) 研究科から選出された者 若干人
- (3) 学識経験者 若干人

3 委員長は、前項第 1 号の委員とする。

4 委員は、学部長会の議を経て、学長が委嘱する。

(事務)

第8条 この規程に係わる事務は、研究支援センター事務室が担当する。

(この規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、学部長会及び常任理事会の議を経て、理事長が決定する。

附 則

この規程は、平成18年9月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

附 則（北学総第2020-06949号）

この規程は、2020年10月8日から施行する。